

中期運営方針

2022年8月30日

企業会計基準委員会

I. はじめに

1. 中期運営方針の策定

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、2001年の発足以来、民間の独立した会計基準設定主体として、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るべく、市場関係者の協力を得て、活動を行ってきた。

これまで当委員会は、その時々を環境を反映して2004年、2007年、2010年、2016年及び2019年に中期運営方針を策定し公表してきた。本中期運営方針は、これまでの活動を振り返るとともに、今後3年間の日本基準の開発の基本的な方針及び国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示すものである。

2. 現状の認識と基本的な方針

我が国の上場企業等では、原則として日本基準を用いて財務諸表が作成されるが、一定の条件を満たすことを条件に、米国会計基準、指定国際会計基準（IFRS）及び修正国際基準¹のいずれかを用いて連結財務諸表を作成することができることとされている。

2022年6月30日現在、上場企業数は約3,900社²であるが、連結財務諸表の作成に用いる会計基準別の企業数及び時価総額の全体に占める割合は以下のとおりである。

	企業数	時価総額の全体に占める割合
日本基準	3,668	50.9%
米国会計基準	7	3.1%
指定国際会計基準（IFRS） ³	259	46.0%
合計	3,934	100.0%

¹ 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）

² 株式会社日本取引所グループ、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所の公表数値をもとに集計

³ 指定国際会計基準を適用している企業には適用を決定した企業及び適用予定の企業を含む。

2022年4月に東京証券取引所により市場区分の見直しが行われており、このうちのプライム市場（2022年6月30日現在1,838社）は「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」⁴であるとされている。プライム市場に上場する企業は、前述のいずれの会計基準を用いて連結財務諸表を作成してもよいことから、日本基準についても、グローバルな投資家を想定することが求められているといえる。

このような状況を踏まえ、2019年の中期運営方針で記載した基本的な方針、すなわち、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要がある点については、継続して基本的な方針とする。

以下、日本基準の開発と国際的な会計基準の開発に関連する活動に関する今後の方針を記載する。

II. 日本基準の開発

1. 開発に関する方針

会計基準は資本市場の重要なインフラである。当委員会はこれまで、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るべく、開発を行ってきており、今後も継続する。

(1) 高品質

高品質な会計基準は、基本的には、それを用いて作成された財務情報が投資家の意思決定にとって有用であることを目的とする。目まぐるしく経済環境が変化する中、会計基準が高品質であり続けるためには、そのような経済環境の変化に対し、関係者のニーズを踏まえ、適時に基準開発の要否及び基準開発を行う場合のその時期を検討する必要があると考えられる。このような検討は、新たに生じている取引や、投資家が新たに価値を見出している事象について行うことが考えられる。

また、高品質な会計基準は、それを用いて財務情報を作成することが作成者にとって過度の負担とならないこと、それを用いて作成された財務情報が監査可能であること等、基準開発のプロセスに参画する関係者の合意が得られたものであることが必要であると考えられ、そのような会計基準は、論理的に首尾一貫した考え方に基づいて開発される必要があると考えられる。

⁴ 「市場区分見直しの概要」（東京証券取引所）<https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/market-segments/index.html>

上記のような会計基準の開発は、デュー・プロセスを確保し、公正性、透明性のある形で行う必要があると考えられ、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」を遵守して基準開発を行う。

なお、国際的な会計基準に対する意見発信を行う上で、我が国における会計基準に係る基本的な考え方を基礎として論理的に首尾一貫した主張を行う必要があることから、日本基準を高品質なものとして維持・向上を図る必要があるものと考えられる。

(2) 国際的に整合性のあるもの

財務情報の比較可能性を高め、かつ、我が国の会計基準の信認を確保するためには、日本基準を国際的に整合性のあるものとして維持し、これを対外的に示していくことが必要であると考えられる。

ここで、国際的に整合性のあるものとすることは、国際的な会計基準を自動的に日本基準に採り入れることを意味しない。我が国における会計基準に係る基本的な考え方と異なること等を理由に、国際的な会計基準における取扱いについて我が国として受け入れ難いとしたものについては、原則として、日本基準において採り入れることはせず、その理由を明示することが考えられる。

また、今後公表される国際財務報告基準（以下「IFRS 会計基準」という。）について、我が国で受け入れやすくなるよう、IFRS 会計基準の開発段階から我が国の意見を発信することは、引き続き、重要であると考えられる。

(3) 我が国における会計基準に係る基本的な考え方

我が国における会計基準に係る基本的な考え方としては、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つこと、すなわち、当期純利益を測定する上での収益及び費用の配分、事業活動の性質に応じた資産及び負債の評価を行うことなどがある。この基本的な考え方は、会計基準が資本市場における重要なインフラとされる中、財務諸表の利用者の意思決定有用性を高め、財務諸表の利用者及び作成者に便益をもたらすものと考えられ、また、企業経営に規律をもたらし、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担うものと考えられる。

(4) 周辺諸制度との関係

会計基準を開発するにあたっては、基本的には、その会計基準を用いて作成された財務情報が投資家の意思決定にとって有用となるようにすることを目的とするが、デ

イスクロージャー制度において開示される財務情報は、分配規制、法人税法、金融規制（例えば、自己資本比率規制、ソルベンシー・マージン規制）などの関連諸法規や規制においても副次的に利用されるため、会計基準を開発する上ではこれらも考慮の対象となるものと考えられる。

(5) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係

これまで当委員会では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発してきており、今後もその方針に変わりはない。

ただし、単体財務諸表においては、関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の会計基準の開発においては、これらを考慮の対象として検討を行う。

(6) サステナビリティ開示基準との関係

2022年7月に当委員会の姉妹組織としてサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立されている。IFRS 会計基準を開発する国際会計基準審議会（IASB）とIFRS サステナビリティ開示基準を開発する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が連携して基準開発を行う予定であるが、当委員会においても、国際的な動向を踏まえ、同様にSSBJと連携することが考えられる。

2. 日本基準における具体的な課題

(1) 経済環境の変化に対応した取組み

前述のとおり、当委員会は、経済環境の変化に合わせて適時に日本基準の開発を行っている。直近では、電子記録移転有価証券表示権利等に関する基準開発を行っており、今後も、必要に応じて適時に検討を行う。ここで、基準開発においては、すべての取引又は事象について詳細な定めを置くことを目的とはせず、関係者の意見が分かればよいと考えられるもののうち、適時に現実的な解決策が想定されるものを優先して取扱いを定めることが考えられる。

なお、会計基準の開発を行う上で、テーマの選定は公正性、透明性のある形で行うことが重要と考えられ、当委員会では、基本的に企業会計基準諮問会議からの新規テーマの提言を尊重することとしており、この点は今後も同様である。

(2) 国際的に整合性のあるものとするための取組み

日本基準を国際的に整合性のあるものとするための具体的な取組みとしては、以下

のテーマに関する取組みが考えられる。

- 金融商品
- リース
- 保険契約

「金融商品」については、IFRS 会計基準が3つのフェーズ（分類及び測定、減損、一般ヘッジ）に分けて基準開発されたことを受け、当委員会では減損から着手することを決定して検討を行っている。

「リース」については、すべてのリースについて資産及び負債をオンバランスすることを目的として基準開発に着手しており、検討を行っている。

「保険契約」については、2017年5月に公表されたIFRS第17号「保険契約」が2021年12月に改正されている。これまで我が国では保険会社による保険に関する会計処理に保険業法の定めが用いられてきているが、今後、保険契約全般に関して、当委員会において会計基準の開発に向けた検討に着手するか否かの審議を行うこととする。

(3) リサーチ活動の強化

当委員会が基準開発のノウハウを維持・向上させる上で、喫緊の問題となっている論点だけではなく、より中長期的な観点で検討すべき論点についてリサーチを行うことが必要であると考えられ、このために当委員会の一定のリソースをリサーチ活動に充てることが考えられる。検討のテーマは、国内関係者の関心が高い項目とすることが考えられ、具体的には、会計基準のデジタル化や連結範囲などが検討の候補になると考えられる。

なお、リサーチ活動の成果のうち、国際的に情報発信できると考えられるものについては、これを積極的に行うことが考えられる。

(4) 開示（注記事項）に関する方針の整理

2019年の中期運営方針において、以下のような論点については、個々の会計基準の開発において対応が図られてきており、必ずしも方針が定まっていなかった。

- 単体財務諸表における開示
- 重要性の考え方

このうち、重要性の考え方については、2022年6月に当委員会が開示（注記事項）を定める際の指針となる文書を公表している。単体財務諸表における開示については、今後も取組みを継続する。

III. 国際的な会計基準の開発に関連する活動

1. 国際的な意見発信の強化

(1) 基本的な方針

冒頭に記載したとおり、当委員会は、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るために、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信することを基本的な方針としている。

我が国の資本市場において IFRS 会計基準の重要性が増すに伴い、我が国の考え方を国際的な会計基準に反映することについて市場関係者の期待がますます高まっており、国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化は、当委員会の重要な課題となっている。

(2) 意見発信の手段

2013年に会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）が設置されて以来、当委員会は ASAF のメンバーに選出されている。ASAF 会議への参加は、国際的な会計基準の公開草案等に対するコメント・レターの提出とともに、国際的な会計基準に対する意見発信の主要な手段となっており、引き続き、我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化に活かす。

(3) 他の会計基準設定主体等との連携

国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化を図る上で、日頃より他国の会計基準設定主体等と良好な関係を築くことが重要であると考えられる。2006年より行っている米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議及び2014年より行っている欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）との定期協議を継続するほか、カナダ、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、オーストラリア、香港等の会計基準設定主体との協議等を通じ、これらの国又は地域との連携を強化する。

(4) 意見発信の内容

これまで当委員会では、IASB により公表された会計基準及び解釈指針に関するエンドースメント手続を実施し、2015年6月に修正国際基準を公表した。当該修正国際基準では、のれんの非償却及びその他の包括利益のノンリサイクリング処理を我が国で受け入れ難い項目として IFRS 会計基準を「削除又は修正」しており、これらに関する意見発信を行ってきている。

当期純利益の有用性に関する意見発信に関連して、2018年3月にIASBにより概念

フレームワークが改訂され、その他の包括利益についてリサイクリング処理を行うことが原則とされた。しかしながら、当期純利益が定義されなかったことや、ノンリサイクリング処理の余地が残ったことなど、我が国としての懸念は完全には解消されておらず、国際的な会計基準の開発における関連する領域において、引き続き、意見発信を行う。

のれんの償却の必要性に関する意見発信に関連して、引き続き、IASB 及び FASB を始めとする各国の会計基準設定主体と情報交換及び意見発信を行う。

その他の項目についても、我が国の市場関係者の意見を集約し、可能な限りワンボイスで意見発信を行うべく取り組む。

(5) リサーチ活動の強化

これまで当委員会の考えを適切に国際的に発信するために、主として、のれんの償却と当期純利益の有用性についてリサーチ活動を行っており、ディスカッション・ペーパーやショート・ペーパーを公表している。

前述のとおり、当委員会の一定のリソースをリサーチ活動に充てることが考えられ、当該活動の成果のうち、国際的に情報発信できると考えられるものについては、これを積極的に行うことが考えられる。検討のテーマは、IASB で議論されている項目に限定しないことが考えられる。

2. 我が国における IFRS 会計基準の適用

(1) IFRS 会計基準に関する解釈の取組み

当委員会に設置した IFRS 適用課題対応専門委員会では、IFRS 解釈指針委員会において議論されている内容について我が国の市場関係者の意見を取りまとめ、意見発信の要否の検討を行っている。また、我が国において IFRS 会計基準の適用上の課題が生じた場合の議論の枠組みを設けている。今後も、必要に応じて、これらの活動を適時に行う。

(2) 国際的な会計人材の開発

冒頭に記載したとおり、IFRS 会計基準の任意適用の拡大が進んでいるが、国際的な会計基準の策定の場において意見発信できる人材及び国際的な会計基準の策定に直接関与できる人材は十分ではなく、国際的な会計人材の開発は引き続き重要な課題となっている。

公益財団法人財務会計基準機構及び当委員会では、これまで市場関係者の協力を得て、国際会計人材ネットワークの組成・運営及び少人数による会計人材開発支援プロ

グラムを実施してきている。今後も、国際的な会計人材の開発に資するべく、これらの活動を充実させる。

以 上